

(様式第1号)

受付番号	江議第 43 号
受付日	令和8年 8月 21日
送付日	令和8年 8月 21日
答弁期日	令和8年 9月 4日
答弁受理日	令和8年 9月 3日

江田島市議会議長

上松 英邦 様

会 派 名 無会派

質問者氏名 寛本 語



文 書 質 問 書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の要旨】

1 質問項目

子育て世代包括支援センター（にこにこハウス）屋外広場のトイレ利用について

2 質問の要旨

令和3年7月26日に開設された子育て世代包括支援センター屋外広場は、現在、子育て世代の方々を中心に広く利用されている。

そのような中、先日、利用者の方から、「週末にトイレが使えなくなって困っている」との声を耳にした。

当屋外広場には、もともとトイレ施設がなく、週末の利用者には隣接する認定こども園えたじまのトイレを使うよう案内されていたが、現在は「安全管理の観点から警察との協議の結果、施設することとしました」との貼り紙があり、トイレが利用できない状況となっているとのことである。



利用者の多くは、尿意を我慢することが難しい幼児を連れた親子であることから、屋外広場の近くにトイレがないことは、利用者にとって大きな不便となる。

子育て世代の利用を想定した施設であることを考えると、当初の設計段階からトイレの設置や利用方法について、どのような検討がなされていたのか、また今回の状況に至った経緯について確認する必要があると考える。

少子化が進む本市において、子育て世代が安心して利用できる環境を整えることは重要であるとの考えから、次の点について伺う。

1. 当初の設計段階において、屋外広場にトイレ施設を設置しなかった理由は。
2. 隣接する認定こども園えたじまのトイレを利用することについて、どのような検討がなされていたのか。
3. 認定こども園えたじまのトイレが利用できなくなった経緯について、安全管理上の課題や警察署との協議を含め、市としてどのように認識しているのか。
4. 現在、屋外広場の利用者はトイレをどこで利用すればよいのか。
5. 利用者の利便性を確保するため、新たなトイレ施設や仮設トイレ等を設置する考えはあるのか。

(様式第2号)

令和8年9月3日

江田島市議会議長 上松 英邦 様

江田島市長 土 手 三 生
(福 祉 保 健 部)



文 書 質 問 答 弁 書

令和8年8月21日付け江議第43号で依頼の江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づく議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

(1) 質問項目

子育て世代包括支援センター(にこひにこハウス)屋外広場のトイレ利用について

(2) 答弁内容

別紙のとおり



1 質問項目

子育て世代包括支援センター(にこにこハウス)屋外広場のトイレ利用について

2 質問の要旨

令和3年7月26日に開設された子育て世代包括支援センター屋外広場は、現在、子育て世代の方々を中心に広く利用されている。

そのような中、先日、利用者の方から、「週末にトイレが使えなくなって困っている」との声を耳にした。

当屋外広場には、もともとトイレ施設がなく、週末の利用者には隣接する認定こども園えたじまのトイレを使うよう案内されていたが、現在は「安全管理の観点から警察との協議の結果、施設することとしました」との貼り紙があり、トイレが利用できない状況となっているとのことである。

利用者の多くは、尿意を我慢することが難しい幼児を連れた親子であることから、屋外広場の近くにトイレがないことは、利用者にとって大きな不便となる。

子育て世代の利用を想定した施設であることを考えると、当初の設計段階からトイレの設置や利用方法について、どのような検討がなされていたのか、また今回の状況に至った経緯について確認する必要があると考える。

少子化が進む本市において、子育て世代が安心して利用できる環境を整えることは重要であるとの考えから、次の点について伺う。

- (1) 当初の設計段階において、屋外広場にトイレ施設を設置しなかった理由は。
- (2) 隣接する認定こども園えたじまのトイレを利用することについて、どのような検討がなされていたのか。
- (3) 認定こども園えたじまのトイレが利用できなくなった経緯について、安全管理上の課題や警察署との協議を含め、市としてどのように認識しているのか。
- (4) 現在、屋外広場の利用者はトイレをどこで利用すればよいのか。
- (5) 利用者の利便性を確保するため、新たなトイレ施設や仮設トイレ等を設置する考えはあるのか。

3 回答

(1) に対する回答

子育て世代包括支援センター（愛称：にこにこハウス）は、安全性と機能の充実、可能な限りのコスト抑制を図りながら新築し、平成31年に開設しています。

一方、屋外広場は、子育て世代包括支援センター開設後の、令和3年度に整備が完了しています。

このように屋外広場は、子育て世代包括支援センターの開設後に、子育て世代の皆様が気軽に集い、子育て世代包括支援センターと一体となった交流の場として利用していただくことを想定していましたので、独立した屋外トイレ棟の設置は行いませんでした。

(2) に対する回答

(1)でお答えしたとおり、屋外広場は、子育て世代包括支援センターと一体となった交流の場としていましたが、休所日にも屋外広場を利用される皆様への配慮から、令和3年度中に隣接する認定こども園えたじまの屋外トイレを共用する運用を開始しました。

(3) に対する回答

近年、子どもたちが利用する施設における安全管理の重要性が一段と高まる中、当該トイレの利用について、江田島警察署から防犯及び安全確保に関する改善についての助言を受けました。

「認定こども園えたじま」は、中庭等から廊下や2階への立ち入りができる構造となっています。

江田島警察署からの助言や園の安全確保の観点から検討した結果、不特定多数の方が敷地内へ自由に入出りできる現状の利用方法を見直し、外部からの侵入経路となる該当箇所の施錠管理を徹底し、令和8年7月からトイレの利用を中止しました。

(4) に対する回答

子育て世代包括支援センターの開所時間帯は、施設内トイレを利用していただけです。休日は、近隣に市管理のトイレはありませんので、利用者の皆様には、他の公共施設を御利用いただくこととなります。

(5) に対する回答

トイレの新設や仮設トイレの設置には、施設設置、配管工事等に係る初期費用に加え、保守・清掃等の費用が継続して発生するほか、夜間のいたずら防止など、維持管理上の新たな課題も伴います。

今後、子育て世代包括支援センターの休所日には、トイレが利用できないことの周知を徹底してまいります。

また、利用者の皆様には、休所日にはトイレが利用できないことを御理解いただいた上で、引き続き、屋外広場の利用をお願いしたいと考えております。